

# 障害のある方を対象とした NHK 放送受信料の免除基準が変わります

10月1日から

## 【全額免除】

○「**身体障害者**」「**知的障害者**」「**精神障害者**」が世帯構成員であり、**世帯全員が市町村民税（住民税）非課税**の場合に、全額免除となります。

※従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象を拡大します。

※生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。

## 【半額免除】

○**視覚・聴覚障害者が世帯主の場合**に、半額免除となります。

※視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません。

○**重度の障害者**（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が**世帯主の場合**に、半額免除となります。

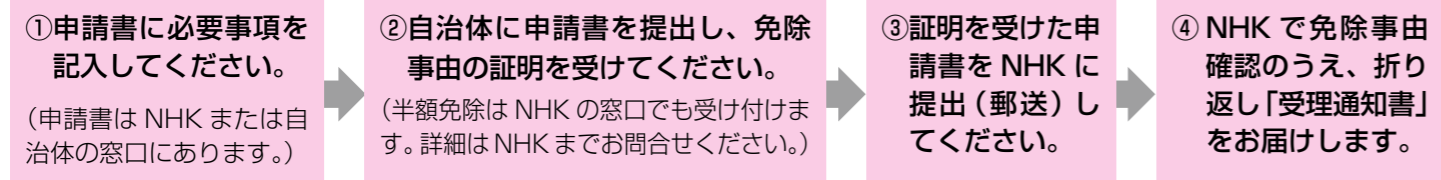
※従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。

## 【従来の免除基準と新しい免除基準（平成20年10月1日から）】

	全額免除 【障害者の方を世帯構成員に有する場合】		半額免除 【障害者の方が世帯主で受信契約者の場合】	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	視覚・聴覚障害者 重度のし体不自由者	視覚・聴覚障害者（変更なし） 重度の身体障害者（内部機能障害等を追加）
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税（重度以外も対象）	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

- ◆身体障害者 …… 身体障害者手帳をお持ちの方
- ◆知的障害者 …… 所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方
- ◆精神障害者 …… 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ◆視覚・聴覚障害者 …… 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方
- ◆重度の身体障害者 …… 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方
- ◆重度の知的障害者 …… 所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方
- ◆重度の精神障害者 …… 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方

## 受信料免除の申請手続きについて



■ **問合せ** NHK 視聴者コールセンター 【受付時間：午前9時～午後10時（土・日・祝日は午後8時まで）】  
 放送受信契約の申込みや転居の連絡 フリーダイヤル 0120 - 151515  
 受信料についての問合せ ナビダイヤル 0570 - 077 - 077



# 南条子育て支援センターだより

■ 問合せ 南条子育て支援センター TEL 47-2411

## 9月の主な活動

- 9日(火) 子育て教室  
小児科の救急受け入れ  
誤飲について など  
時間 10時～11時  
場所 ほかほかひろば  
(南条保健福祉センター内)  
講師 南消防署職員
- 19日(金) 出前食育健康講座（適切な食生活の工夫）  
時間 10時～11時30分  
場所 ほかほかひろば  
(南条保健福祉センター内)  
講師 丹南健康福祉センター職員
- 26日(金) 出前支援  
(鋳物師コミュニティセンターへ出かけます)  
時間 9時30分～11時30分

**支援センター開設場所 変更のお知らせ**  
 9月16日(火)～25日(木)まで、ほかほかひろば（南条保健福祉センター内）で開設します。

## 9月の保育所開放日

- 10日(水) わらべの里保育園  
(おじいちゃん、おばあちゃんにお便りを出そう)
- 21日(日) 今庄保育所  
(保育所の運動会に参加してね)
- 25日(木) 河野保育園  
(誕生会に参加してね)
- 27日(土) 南条保育所  
南条第二保育所  
(保育所の運動会に参加してね)

## 子育てアドバイス

**「見つめてあげれば 子どもは頑張り屋になる」**

子どもを見つめ、話に耳を傾ければ子どもの心が理解できる。それが分かれば、手をさし述べることができる。  
 ドロシー・ロー・ノルト「子は親の鏡」より

10月1日から

# 県税事務所が変わります！

- 福井県税事務所、嶺南振興局税務部に課税および納税部門を集約します。  
 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税などの県税の課税や納税に関するお問い合わせ、申請書類等の郵送による提出は、福井県税事務所（嶺南振興局税務部）までお願いします。
- 坂井、奥越、丹南および二州の各地域には、**県税相談室**を設置します。  
 県税相談室では、窓口収納、納税証明書の発行および窓口での申請書類等の受付を行います。また、県税に関する一般的なご相談に応じます。

平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	所在地	電話番号
福井県税事務所	福井県税事務所	福井市松本3丁目16-10	TEL 0776 (21) 0010
坂井県税事務所	嶺北の市町 (坂井県税相談室) (奥越県税相談室) (丹南県税相談室)	坂井市三国町水居17-45	TEL 0776 (82) 2800
大野県税事務所		大野市友江11-10	TEL 0779 (65) 1280
南越県税事務所		越前市上太田町41-5	TEL 0778 (23) 4545
嶺南振興局若狭税務部	嶺南振興局税務部	小浜市遠敷1丁目101	TEL 0770 (56) 2211
嶺南振興局二州税務部	嶺南の市町 (二州県税相談室)	敦賀市中央町1丁目7-42	TEL 0770 (22) 0001

■ 問合せ 南越県税事務所 TEL 23 - 4545